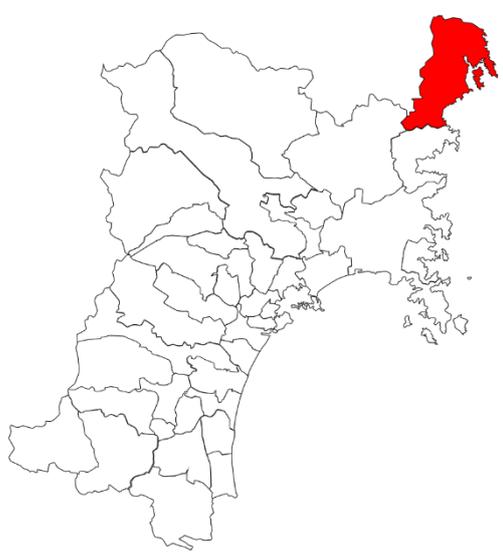


## 気仙沼市児童発達支援センター－安心安全給食特区

都道府県名：	宮城県	
申請主体名：	気仙沼市	
区域の範囲：	気仙沼市の全域	
特区の概要：	<p>気仙沼市の指定管理事業として実施している障害児通所施設「気仙沼市マザーズホーム」に障害児相談支援機能を加えて令和 8 年 4 月 1 日より児童発達支援センターとして開設する予定である。</p> <p>児童発達支援センターで提供する給食を、専門の調理機材を完備し栄養士や調理師等が充実している事業者から搬入することにより、児童に安全で栄養バランスのとれた給食を提供することができるほか、経費節減や運営効率化によって節減された給食調理経費や人的資源を活用し、食育の推進や療育水準の充実を図っていく。</p>	
適用される規制の特例措置：	939：児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	



食育の様子（もちつき体験）



療育の様子